



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二
(JASDAQ・コード 9 4 7 8)
問 い 合 わ せ 先
執行役員経営企画部部长 松 村 真 一
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 32 回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款第 30 条において補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、第 37 条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の数) 第 30 条 (条文省略) (新設)	(監査役の数) 第 30 条 (現行通り) 2 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第 37 条 (条文省略) 2 補欠として選任された監査役及び補欠監査役が監査役に就任した際の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第 37 条 (現行通り) 2 補欠として選任された監査役及び補欠監査役が監査役に就任した際の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第 30 条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

以 上